

○道の駅久米の里条例施行規則

平成 18 年 4 月 1 日

津山市規則第 35 号

改正 令和 3 年 9 月 1 日規則第 80 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、道の駅久米の里条例（平成 17 年津山市条例第 116 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

第 2 条 条例第 9 条第 1 項の規定により道の駅久米の里（以下「道の駅」という。）の利用の許可を受けようとする者は、道の駅久米の里施設利用（変更）許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の申請書の受付は、利用日の属する月の 1 箇月前の月の初日からとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用許可)

第 3 条 市長は、道の駅の利用を許可したときは、道の駅久米の里施設利用許可書（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

(利用許可の順位)

第 4 条 利用許可の順位は、申請順によるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第 5 条 条例第 12 条の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、道の駅久米の里施設利用料金減免申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

(利用許可の取消し)

第 6 条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、条例第 15 条の規定により、道の駅の利用許可の取消しの承認を受けようとするときは、道の駅久米の里施設利用許可取消申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第 7 条 条例第 13 条ただし書の規定により、既納の利用料金を還付することができる特別の事由及びその額は、次に定めるところによる。

(1) 災害又は利用者の責めに帰さない理由により、道の駅を利用することができなくなった場合 全額

(2) 利用者が利用開始日の 10 日前までに、利用許可の取消しの承認を受けた場合 全額

(3) 利用者が利用開始日の 5 日前までに、利用許可の取消しの承認を受けた場合 5 割に相当する額

2 前項の利用料金の還付を受けようとする者は、道の駅久米の里施設利用料金還付申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第8条 道の駅の利用者及び入場者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なくして募金その他これに類する行為をしないこと。
- (2) 許可なくして物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為（非営利行為を含む。）をしないこと。
- (3) 許可なくして壁、柱、扉等に貼紙をし、又は立看板等を取り付けないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 前各号のほか職員の指示する事項

2 利用者は、前項に規定することのほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用する施設の定員を超えて入場させないこと。
- (2) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- (3) 入場者に前項に規定する事項を遵守させること。

(毀損等の届出)

第9条 道の駅の施設、設備又は器具を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、その旨を直ちに市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第10条 条例第4条の規定により市長が指定する法人その他の団体（以下この条において「指定管理者」という。）に道の駅の管理を行わせる場合における第2条から第7条まで及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、様式第1号から様式第5号までの様式中「津山市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年9月1日規則第80号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の道の駅久米の里条例施行規則に定める様式により作成された用紙のあるときは、この規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

道の駅久米の里施設利用(変更)許可申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所
氏 名

(法人等の場合は、名称並びに代表者の住所及び氏名)

道の駅久米の里の施設の利用(変更)許可を受けたいので、次のとおり申請します。

| | |
|---------------|--|
| 利用目的及び 内 容 | |
| 利 用 日 時 | 年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで |
| 利 用 施 設 名 | 1 産地直売施設 2 特産品展示販売施設 3 イベント広場 4 その他の付帯施設 5 その他() |
| 責 任 者 | 住 所 氏 名 電話番号 |
| 詳 細 図 | 別添のとおり |

様式第2号(第3条関係)

道の駅久米の里施設利用許可書

第 号
年 月 日

様

津山市長



道の駅久米の里の施設の利用について、次のとおり許可します。

| | |
|----------|---|
| 利用目的及び内容 | |
| 利用日時 | 年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで |
| 利用施設名 | 1 産地直売施設 2 特産品展示販売施設 3 イベント広場 4 その他の付帯施設 5 その他() |
| 利用人数 | 人(予定) |
| 利用料金 | 円 |
| 注意事項 | 1 許可を受けた目的以外の利用をしないこと。 2 利用の権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。 3 施設をき損又は汚損したときは損害を賠償すること。 4 利用時間は厳守すること。 5 利用後は清掃し、管理者に報告すること。 |
| 指摘事項 | |

様式第3号(第5条関係)

道の駅久米の里施設利用料金減免申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所
氏 名
(法人等の場合は、名称並びに代表者の住所及び氏名)

道の駅久米の里の施設の利用料金について、次のとおり減免を受けたいので申請します。

| | | | |
|----------|--|------|-----|
| 許可年月日 | 年 月 日 | 許可番号 | 第 号 |
| 利用目的及び内容 | | | |
| 利用日時 | 年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで | | |
| 利用施設名 | 1 産地直売施設 2 特産品展示販売施設 3 イベント広場 4 その他の付帯施設 5 その他() | | |
| 減免申請額 | 円 | | |
| 申請の理由 | | | |

様式第4号(第6条関係)

道の駅久米の里施設利用許可取消申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所
氏 名
(法人等の場合は、名称並びに代表者の住所及び氏名)

道の駅久米の里の施設の利用許可の取消について、次のとおり申請します。

| 許 可 年 月 日 | 年 月 日 | 許可番号 | 第 号 |
|---------------|--|------|-----|
| 利用目的及び 内 容 | | | |
| 利 用 日 時 | 年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで | | |
| 利 用 施 設 名 | 1 産地直売施設 2 特産品展示販売施設 3 イベント広場 4 その他の付帯施設 5 その他() | | |
| 取 消 し の 理 由 | | | |

様式第5号(第7条関係)

道の駅久米の里施設利用料金還付申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所
氏 名
(法人等の場合は、名称並びに代表者の住所及び氏名)

道の駅久米の里の施設の利用料金について、次のとおり還付を受けたいので申請します。

| 許 可 年 月 日 | 年 月 日 | 許可番号 | 第 号 | |
|-----------------|--|-------|-----------|-------|
| 利 用 許 可 日 時 | 年 月 日 () | 時 分から | 年 月 日 () | 時 分まで |
| うち 還付申請に係る日時 | 年 月 日 () | 時 分から | 年 月 日 () | 時 分まで |
| 還 付 対 象 施 設 名 | 1 産地直売施設 2 特産品展示販売施設 3 イベント広場 4 その他の付帯施設 5 その他() | | | |
| 既 納 の 利 用 料 金 | 円 | | | |
| 還 付 申 請 額 | 円 | | | |
| 申 請 の 理 由 | | | | |

備考 既納の利用料金に係る領収書を添付してください。